

## 南相馬市公私連携幼保連携型認定こども園整備・運営事業者（公私連携法人）募集に係る質問への回答

No.	質問事項	回答
1	<p>・募集要項に記載されております、応募資格の（１）市内に事業所を有する…の条文で既存法人でない者が運営先に決定した時は令和５年４月を目途に設立とありますが、新規で社会福祉法人を設立する時の本部住所を南相馬市ではなく別な場所で登記した場合は問題ないのでしょうか。例として、登記は社会福祉法人の本部住所は宮城県になっていて、実際、運営する保育園が南相馬市になる場合となります。今回の市内に事業者を有する定義を教えてくださいませんか。</p>	<p>・応募時において、本市に事業所を有している状態であれば、登記の本部住所については、市外であっても構いません。 仮に、すでに市内で保育事業等を行っている場合には、事業所を有していると捉えます。</p>
2	<p>・提出書類一覧の中で、様式２－１、２－６、２－７の添付書類については、既存法人の場合は添付出来ると思いますが、新規で社会福祉法人を設立する場合は、添付ができない為、添付しなくても問題ないのでしょうか。又、様式２－１の法人調書の中身について、法人名称、所在地、代表者名については、予定で記載して問題ないのでしょうか。様式２－２についても同じく予定者で記載で問題ないのでしょうか。</p>	<p>・様式2-1（法人調書）、様式2-6（自己評価・外部評価）、様式2-7（収支計画書、事業所の財務状況等）の添付書類につきましては、法人を現在の事業所と読み替えて、類似する書類の添付をお願いします。 また、様式2-1、様式2-2（役員等調書）につきましては、予定及び予定者で記載いただいて構いません。</p>
3	<p>今回は計画する建物の平面図、配置図は提出書類一覧に記載されておりませんが、必要ない認識で宜しかったでしょうか。一覧の一番下に図面などはA3サイズとコメントされていたので、必要なかの確認の為となります。必要な場合は、何の図面が必要なのかも教えてくださいませんか。</p>	<p>・建物の平面図や配置図につきましては、必須ではありません。 「提出書類一覧」の文言につきましては、様式3-2（施設整備に係る基本方針）等において、仮に土地利用の概要など図示される場合の対応について記載しています。</p>
4	<p>様式２－７の内容で施設整備費についての見積書添付とありますが、実際、実施設計をしないと工事金額が算出されませんが、見積書の精度としては、どこまで必要なか教えてくださいませんか。大項目、中項目、小項目まで記載するのか、又、工事会社からの見積書もしくは、設計事務所からの設計予算書を添付するのかも含めてお願い致します。内容により、提出期限までに間に合わない可能性がある為となります。</p>	<p>・施設整備費につきましては、あくまでも現段階での概算で、大まかな内容で結構です。 積算根拠が分かるものであれば、工事会社や設計事務所等からの見積書などは不要です。</p>
5	<p>・要項の応募資格の（１）の条文で令和５年４月を目途に法人の設立を行う事とありますが、設立年月日を変更する事は可能でしょうか。要項のスケジュール予定の場合、社会福祉法人設立申請する際に添付する書類が間に合わない為となります。又は、選定された際に詳細内容について協議させていただく事は可能でしょうか。</p>	<p>・本市では、施設整備にあたり、国、県の補助制度を活用する予定であります。その申請にあたっては、県からの指導もあり、できる限り募集要項で示した時期までに法人設立をお願いしたいと考えております。</p>
6	<p>募集要項のP.7、11の（１）施設整備に係る補助金の項で、国・県の補助制度とは具体的にどの制度ですか教えてください。未定でしたら何時わかりますか。あるいは現在のところ、どういう制度なのかお答えになれる範囲でお答えください。</p>	<p>幼保連携型認定こども園にかかる補助制度につきましては、現段階においては、保育所部分が保育所等整備交付金又は安心こども基金、幼稚園部分については認定こども園施設整備交付金を想定しています。 どの補助メニューとなるかは、今後協議を行う段階で県との協議になります。</p>

7	<p>公私連携協定協議の中で基本設計が大きく変わる可能性もあるかと想定していますが、基本設計業者を選定する主体は運営事業者だと考えます。設計入札は不必要という理解でよいですか。</p>	<p>補助事業遂行にあたっては、補助金の適正かつ効率的な使用が求められているところであり、また、補助金という性質上その使用手続きの透明性を確保することが重要となります。そのため、公正かつ客観的な基準による競争により契約の相手方及び契約金額を決定する方法が妥当であることから、原則として、市の契約方法にならい、入札による競争により契約の相手方及び契約金額を決定する予定です。</p> <p>しかし、基本設計においては、補助対象外経費となり、事業者側で進めていただいて結構ですが、実施設計については、設計料加算（補助対象経費）されることから市の入札に準じていただくようになります。</p>
8	<p>様式2-1について、法人の設立年月日と、運営している施設の年月日が異なる場合には、どちらを記入すればよろしいでしょうか。別々の記入でもいいのか、合わせたほうがよろしいのでしょうか。</p>	<p>法人設立及び運営している施設の設立年月日について、それぞれ記載ください。</p>
9	<p>様式2-2について、役員等調書の枠外のところ「※経験年数は1年未満切捨て。年数、年齢等は令和4年4月1日現在で記入」とありますが、記入欄がありません。どのように表記すればよろしいでしょうか。</p>	<p>経験年数、年数、年齢については、記載不要となります。文言を削除し、様式を訂正します。</p>
10	<p>様式2-6について、添付書類がない場合には、なしでよろしいでしょうか。</p>	<p>事業所で行っている会計監査や保護者等からの評価や意見など、類似する資料のご提出をお願いします。</p>
11	-	<p>応募書類「様式2-2」について、文言を削除し、修正しました。</p>